

第 2 期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画骨子（案）について

1 計画策定の趣旨・位置付け

平成 22 年 12 月に「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」が制定されたことを受けて、本県における歯科口腔保健全般について、課題や施策の方向性、行政、関係機関等の役割分担を明確にし、県民の歯と口腔の健康づくりを着実に推進するために策定したものである。

宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画とし、県の総合的な健康づくりの指針である「みやぎ 21 健康プラン」の個別計画と位置付ける。

第 1 期計画期間中（平成 23 年度から 29 年度まで 7 年間）の取組及び評価結果を踏まえ、第 2 期計画の策定を行うもの

2 計画期間

平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの 6 年間

3 計画の概要

（1）基本理念

健康な歯と口腔をもち、誰もが生涯にわたり健康でいきいきと生活できるみやぎの実現

（2）歯科口腔保健推進の方向性（4つの方向性）

第 1 期計画の評価結果に基づき、改善に向かっているものは取組を継続しながらも、効果的かつ広く働きかけが可能な分野、なお一層の取組が必要と考えられる点を重点に据え、本県の歯科口腔保健全体の底上げを目指します。

方向性 1 施策の推進における連携づくりの推進

方向性 2 乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化

方向性 3 歯周疾患予防対策の強化

方向性 4 要介護者、障がい児・者への歯科口腔保健対策の充実

（3）歯科口腔保健推進の方策

この計画では、県の取組の方向性と取組内容を示すとともに、県民、行政機関、歯科医療や教育、福祉等に携わる人々、事業者及び医療保険者など、歯と口腔の健康づくりを推進する人々に期待される取組を示すことで、歯科口腔保健対策を一体的に推進します。

ア 個人のライフステージに応じた県の推進方針

① 妊産婦期・乳幼児期（出生前～概ね 5 歳）

テーマ：乳歯むし歯の予防、口腔清掃の習慣づけ

② 学童期・思春期（概ね 6 歳～18 歳）

テーマ：永久歯むし歯と歯肉炎の予防

③ 青年期（概ね 19 歳～39 歳）

テーマ：歯周疾患の予防と口腔清掃の徹底

④ 壮年期（概ね 40 歳～64 歳）

テーマ：歯周疾患対策と歯の喪失予防の推進

⑤ 高齢期（概ね 65 歳～）

テーマ：口腔機能の維持・回復，口腔衛生の維持

イ 各世代にまたがる課題解決のため，県が進めること

- ① 障がい児・者における歯科口腔保健
- ② 食育を通じた歯と口腔の健康づくり
- ③ 口腔保健支援センターを通じた歯科保健の推進

第2期 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 目次構成案

歯と口腔の健康づくり基本計画（第1期:H23～H29） 目次構成	歯と口腔の健康づくり基本計画（第2期:H30～H35） 目次構成案
第1章 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の趣旨 1 計画策定の背景 (1) 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の公布・施行 (2) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定 2 計画の位置付け 3 計画期間	第1章 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の改定にあたって <u>1 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の策定経過</u> (1) 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の公布・施行 (2) 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の概要 <u>2 第1次計画の最終評価</u> (1) 取組結果及び考察 (2) 国の動向 (3) 今後の推進方策 <u>3 第2次計画の特徴及び位置づけ</u> <u>4 計画期間及び進行管理方法</u>
第2章 本県の歯科口腔保健の現状 1 県民の歯科疾患の現状 (1) 幼児の歯科疾患の状況 (2) 学童期・思春期の歯科疾患の状況 (3) 成人の歯科疾患の状況 (4) 高齢者の歯科疾患の状況 (5) 障がい児・者の歯科疾患の状況 2 歯科口腔保健対策の状況 (1) 妊産婦・乳幼児における歯科口腔保健対策 (2) 学校における歯科口腔保健対策 (3) 成人の歯科口腔保健対策 (4) 高齢者の歯科口腔保健対策 (5) 障がい児・者の歯科口腔保健対策	第2章 本県の歯科口腔保健の現状 1 県民の歯科疾患の現状 (1) 幼児の歯科疾患の状況 (2) 学童期・思春期の歯科疾患の状況 (3) 成人の歯科疾患の状況 (4) 高齢者の歯科疾患の状況 (5) 障がい児・者の歯科疾患の状況 2 歯科口腔保健対策の状況 (1) 妊産婦・乳幼児における歯科口腔保健対策 (2) 学校における歯科口腔保健対策 (3) 成人の歯科口腔保健対策 (4) 高齢者の歯科口腔保健対策 (5) 障がい児・者の歯科口腔保健対策
第3章 歯科口腔保健推進の方向性	第3章 歯科口腔保健推進の方向性
第4章 歯科口腔保健推進の方策 1 各ライフステージにおける歯科口腔保健 (1) 妊産婦期・乳幼児期 (2) 学童期・思春期 (3) 青年期（概ね19歳～39歳） (4) 壮年期（概ね40歳～64歳） (5) 高齢期（概ね65歳～） 2 障がい児・者における歯科口腔保健 3 食育を通じた歯と口腔の健康づくり 4 計画の達成指標一覧	第4章 歯科口腔保健推進の方策 1 各ライフステージにおける歯科口腔保健 (1) 妊産婦期・乳幼児期 (2) 学童期・思春期 (3) 青年期（概ね19歳～39歳） (4) 壮年期（概ね40歳～64歳） (5) 高齢期（概ね65歳～） 2 障がい児・者における歯科口腔保健 3 食育を通じた歯と口腔の健康づくり <u>4 口腔保健支援センター</u> <u>5 計画の達成指標一覧</u>
第5章 計画の推進体制と進行管理 1 推進体制 2 進行管理	第5章 計画の推進体制と進行管理 1 推進体制 2 進行管理
【その他】 ・参考資料 ・用語解説 ・宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例 ・歯科保健推進協議会条例 ・平成22年度みやぎ8020運動推進特別事業評価委員会設置要綱 ・みやぎ21健康プラン[改定版 2008～2012]（概要）	【その他】 ・参考資料 ・用語解説 ・宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例 ・歯科保健推進協議会条例 ・平成22年度みやぎ8020運動推進特別事業評価委員会設置要綱 ・みやぎ21健康プラン[2013～2022年度]（概要）

※ アンダーライン：第1期計画との相違点